

令和7年度第3回小樽市コンプライアンス委員会 議事概要

1 日 時 令和8年3月17日（火）午前9時30分～10時30分

2 場 所 市役所別館4階 第3委員会室

3 委員出席者

委員長 西尾 弘美

副委員長 河森 計二

委員 鹿角 健太

4 市の出席者

（事務局）

総務部次長、総務部主幹（コンプライアンス担当）

5 議事概要

(1) 公益通報（受付番号24）について

調査の結果、本件の課税情報（個人情報）は、情報の提供を依頼した職員が市民として当該課税部署から取得することのできる情報であるため、個人情報の保護に関する法律第69条（利用及び提供の制限）、地方税法第22条（秘密漏えいに関する罪）及び地方公務員法第34条（秘密を守る義務）のいずれにも違反しないと判断し、小樽市職員倫理条例第15条に規定する通報対象事実（法令に違反する事実等）があるとは認められないことを決定した。

また、調査結果報告書等の内容を決定した。